

オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（平成6年10月25日付け6農蚕第6660号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（<u>昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。</u>）別表2の付表第2のオーストラリア産ケンジントン種のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、平成6年10月25日農林水産省告示第1447号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則の定めるところによる。	植物防疫法施行規則別表1の付表第2のオーストラリア産ケンジントン種のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、平成6年10月25日農林水産省告示第1447号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則の定めるところによる。
8 輸入検査 (1) 〔略〕 (3) (4) (1), (2) 及び (3) 以外の輸入検査の<u>手続</u>及び方法は、<u>規則</u>及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。 (5) 〔略〕	8 輸入検査 (1) 〔略〕 (3) (4) (1), (2) 及び (3) 以外の輸入検査の<u>手続</u>及び方法は、<u>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）</u>及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。 (5) 〔略〕